

●令和5年度 国民健康保険税の改正について

地方税法施行令の改正に伴い、令和5年度より課税限度額及び軽減判定所得基準額が下表のとおり変更になりました。

①課税限度額

	医療分	支援金分	介護分	合計
変更前	65万円	20万円	17万円	102万円
変更後	65万円	22万円	17万円	104万円

※支援金分の課税限度額が20万円から22万円に上がりました。ただし、医療分の課税限度額は65万円、介護分の課税限度額は17万円に据え置きです。

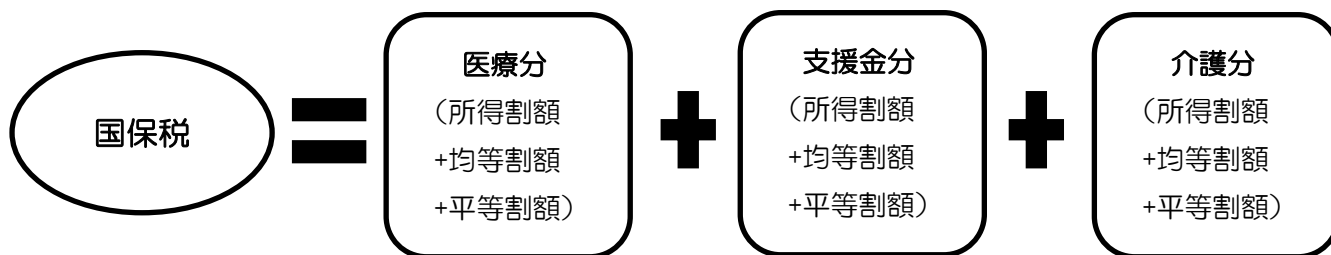
②軽減判定所得基準額

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
変更前	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下	43万円 + (28.5万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下	43万円 + (52万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下
変更後	変更無し	43万円 + (29万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下	43万円 + (53.5万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下

●保険税率と計算方法

国保税は、基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）、介護納付金課税額（介護分）の合計額です。また、医療分、支援金分、介護分それぞれで、所得割額、均等割額、平等割額を算出し合算（100円未満切捨）します。

※医療分、支援金分は全ての国保加入者が対象で、介護分は加入者のうち40歳～64歳までの方が対象です。



保 険 税 率	区分	医療分	支援金分	介護分
	所得割率	8.20%	2.50%	2.50%
	均等割額	1人につき 31,000円	1人につき 10,000円	1人につき 10,000円
	平等割額	1世帯につき 26,000円	1世帯につき 7,000円	1世帯につき 5,000円
	※課税限度額	65万円	22万円	17万円

①医療分 = (前年所得-43万円) × 8.2% + (加入者数 × 31,000円) + 26,000円

②支援金分 = (前年所得-43万円) × 2.5% + (加入者数 × 10,000円) + 7,000円

③介護分 = (前年所得-43万円) × 2.5% + (加入者数 × 10,000円) + 5,000円

※介護分は世帯内に40歳~64歳までの加入者がいる場合のみ対象

●軽減制度

所得の申告をしている世帯で、世帯主（擬制世帯主を含む）および加入者の前年中の合計所得が一定額以下の場合、均等割額・平等割額が軽減されます。

軽減区分	7割軽減	5割軽減	2割軽減
基準額	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下	43万円 + (29万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下	43万円 + (53.5万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下

※給与所得者等とは、給与収入が55万円を超える方と公的年金収入が125万円（65歳未満の方は60万円）を超える方を指します。

※{10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}の部分は、給与所得者等が2人以上の場合に適用します。

※判定は、4月1日（年度途中の加入世帯はその加入日）時点の世帯の加入者数を用います。

※加入者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方も含みます。

●未就学児に対する均等割額の軽減

国民健康保険に加入している未就学児（小学校入学前の6歳以下の子ども）の均等割額を5割減額します。すでに上記の軽減（7割・5割・2割）が適用されている世帯においては、当該軽減後の均等割額を5割減額します。なお、減額申請の必要はありませんが、所得が判明していない未申告世帯については、減額の適用はされないため、所得の申告をお願いします。

世帯軽減割合	均等割額（医療分+支援金分）		軽減割合	
	未就学児軽減なし	未就学児軽減あり	未就学児軽減なし	未就学児軽減あり
軽減無し	41,000円	21,000円	軽減無し	5割
2割軽減	32,800円	16,400円	2割	6割
5割軽減	20,500円	10,250円	5割	7.5割
7割軽減	12,300円	6,150円	7割	8.5割

※合算時の端数処理（100円未満切捨）により軽減後均等割額が異なる場合があります。